

◆ 就学援助費について ◆

◆ 対象世帯 ◆

狛江市に在住で、公立の小・中学校及び義務教育学校（特別支援学校を除く）に在籍する児童・生徒がいて次のいずれかに該当する世帯

- 1 生活保護を受給されている世帯
- 2 世帯全員（単身赴任等の理由により別居している方も含む）の方が前年度の申告を済まされていて、世帯全員の令和5年中の所得がおおむね下記の世帯

| 世帯人員 | 世帯構成 | 住宅 | 世帯所得合計 |
|------|---|----|---------------|
| 2人家族 | 母(32才)、子(6才) | 持家 | 年間総所得約218万円以下 |
| | | 借家 | 年間総所得約302万円以下 |
| 3人家族 | 父(38歳)、母(38才)、子(6才、小1) | 持家 | 年間総所得約265万円以下 |
| | | 借家 | 年間総所得約349万円以下 |
| 4人家族 | 父(38才)、母(38才)、子(13才、中1)、子(6才、小1) | 持家 | 年間総所得約333万円以下 |
| | | 借家 | 年間総所得約417万円以下 |
| 5人家族 | 父(45才)、母(41才)、子(13才、中1)、子(9才、小4)、子(6才、小1) | 持家 | 年間総所得約371万円以下 |
| | | 借家 | 年間総所得約455万円以下 |

※災害や家庭環境の変化により、生活状況が著しく悪化した場合は、その状況を客観的に証明できる書類をお持ちの上御相談ください。

(1) 上記の表は目安であり、表示以下の所得の方でも援助が受けられないこともあります。

(2) 狛江市の教育費援助制度では世帯は生計を共にしている方ですが、遠隔地扶養とできるのは、収入や扶養被扶養関係の有無、及び家族関係が公的に証明できる、その児童・生徒の父母、兄弟姉妹、祖父母までです。（ただし、海外在住の場合、物価が異なるため年齢による基本控除はいたしません。）

◆ 支給内容等 ◆

| | 新入学学用品費 (1年生) | 学用品等購入費 | 給食費 | 校外活動費・夏季施設費・修学旅行費・宿泊学習事業費（ゆうゆう教室） | 医療費 | 通学費 | 体育実技用具費 |
|-----|------------------|---------|-----|--|-----------|-----|--------------|
| 小学生 | 57,060円 | 11,630円 | 実費 | 保護者が均一に負担することになる経費（おやつやお小遣い等の個人的負担を除く） | 医療券 発行 | 実費 | |
| 中学生 | 63,000円 | 22,730円 | 実費 | | | | 実費 (限度額有) |

※生活保護を受けている方は、校外活動費・夏季施設費・修学旅行費・宿泊学習事業費（ゆうゆう教室）のみ給付します。

※給食費については、保護者負担の実費を支給するため、無償化により負担がない場合、対象外となります。

(1) 令和6年4月30日（火曜日）までに就学援助を申請し認定された場合、新入学学用品費の支給を受けることができます。期日を過ぎた場合には給付できませんので御注意ください。また、入学前支給を受給している場合や他の自治体で既に受給されている場合も受給できません。

(2) 学用品費等、給食費、校外活動費（遠足等にかかる費用）は、年3回に分けて給付します。

(3) 医療費は、学校病（トラコーマ・結膜炎・白癬・疥癬・膿痂疹・中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・寄生虫病・虫歯）の治療にかかる費用です。

医療費の援助を希望される方は、医療券を発行しますので必ず治療を受ける前に市役所3階学校教育課までお越しください。治療開始後の医療券の発行はいたしません。

なお、認定結果が出る（7月）までの医療券は全て仮発行になります。審査の結果、就学援助費が受けられない場合は、治療費を返金していただきます。返金につきましては、納付書を発行いたしますので、お近くの金融機関よりお振込みください。

◆ 特別支援教育就学奨励費について ◆

◆ 対象世帯 ◆

狛江市に在住で、狛江市立小・中学校の特別支援学級に在籍又は特別支援教室に通っている児童・生徒がいる世帯

世帯全員（単身赴任等の理由により別居している方も含む）の方が前年度の申告を済まされていて、世帯全員の令和5年中の所得がおおむね次の世帯

※就学援助費の申請書を再審査して決定します。

| 世帯人員 | 世帯構成 | 住宅 | 世帯所得合計 |
|------|---|----|---------------|
| 2人家族 | 母(32才)、子(6才、小1) | 持家 | 年間総所得約389万円以下 |
| | | 借家 | 年間総所得約473万円以下 |
| 3人家族 | 父(38歳)、母(38才)、子(8才、小3) | 持家 | 年間総所得約530万円以下 |
| | | 借家 | 年間総所得約614万円以下 |
| 4人家族 | 父(38才)、母(38才)、子(9才、小4)、子(7才、小2) | 持家 | 年間総所得約676万円以下 |
| | | 借家 | 年間総所得約760万円以下 |
| 5人家族 | 父(45才)、母(41才)、子(13才、中1)、子(9才、小4)、子(7才、小2) | 持家 | 年間総所得約788万円以下 |
| | | 借家 | 年間総所得約872万円以下 |

(1)上記の表は目安であり、表示以下の所得の方でも援助が受けられないこともあります。

(2)狛江市の教育費援助制度での世帯は生計を共にしている方ですが、遠隔地扶養とできるのは、収入や扶養被扶養関係の有無、及び家族関係が公的に証明できる、その児童・生徒の父母、兄弟姉妹、祖父母までです。（ただし、海外在住の場合、物価が異なるため年齢による基本控除はいたしません。）

◆ 支給内容等 ◆

| | 新入学学用品費 (1年生) | 学用品等 購入費 | 給食費 | 校外活動費・夏季施設費・ 修学旅行費・宿泊学習事業 費(ゆうゆう教室) | 通学費 | 体育実技用具費 |
|-----|------------------|-------------|-----|--|-----|--------------|
| 小学生 | 51,110円 | 11,640円 | 実費 | 保護者が均一に負担すること になる経費(おやつやお小遣い 等の個人的負担を除く) | 実費 | 実費 (限度額有) |
| 中学生 | 60,980円 | 22,740円 | 実費 | | | |

※特別支援学級に在籍又は特別支援教室に通ってる当該児童・生徒分の経費を支給します。

※給食費については、保護者負担の実費を支給するため、無償化により負担がない場合、対象外となります。

(1)令和6年度入学生の新入学学用品費は、4月30日(火曜日)までに申請書を提出し、認定された方に給付します。期日を過ぎた場合には給付できませんので御注意ください。

(2)学用品費等、給食費、校外活動費(遠足等にかかる費用)は、年3回に分けて給付します。

(3)特別支援教育就学奨励費については、医療費は給付対象外です。

(4)通級指導学級に通っている場合の通学費の給付は、在籍校と通級指導学級間のみとなります。